

副 本

広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件

令和6年4月6日作成

広島地方裁判所三次支部 御 中

原 告 高野邦夫

被 告 国

被 告 福永孝

準 備 書 面 (3)

付 属 書 類

証拠説明書(3)	正本1通 副本2通
甲第8号証	写し1通
甲第9号証	写し1通
甲第10号証	写し1通
甲第11号証	写し1通

記

第一. 始めに

- 1.以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、訴外津田廣夫を単に廣夫、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を単に他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を単に他訴2、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を単に牛尾副検事、被告福永孝弁護士を被告福永、西山明簡易裁判所裁判官(平成29年当時)を西山判事という。その他の用語については随時補充するものとします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーし、貼付けしたものです。
- 2.本準備書面(2)は準備書面(2)を補充するものです。
- 3.処分通知書(甲第3号証)に対応する略式手続を「本件略式手続」という。

第二. 国の答弁書への反論

1. 「送致番号簿(乙1)によると、被告警察は、被疑事件捜査に基づき、前記6月9日に書類及び証拠物とともに事件を庄原区検察庁に引き継いだ事実が認められる」と西山判決(甲第1号証)は事実認定している。

5 被告警察作成の送致番号簿(乙1)によると、被告警察は、被疑事件の捜査に基づき、前記6月9日に書類及び証拠物とともに事件を傷害罪として庄原区検察庁に引き継いだ事実が認められるところ、前述のとおり、そもそも原告の告訴が法律上保護された利益ではないので、原告の申告した罪名に拘束されることはなく、加えて被告の主張するとおり、検察庁の捜査対象は、一件記録に現れたすべての事実であることから、仮に原告が述べるように、強盗傷害罪で起訴すべき事案であると検察官が判断すれば、警察からの送致に関して起訴罪名に必要な捜査を指揮できることからしても、傷害罪という警察の送致罪名がことさら原告に不利益を生じさせたと認めることはできない。

6 よって、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

庄原簡易裁判所

裁判官 西山 明

西山判決(甲第1号証)6頁より引用

2. 上掲の西山判事の事実認定が真実だとすれば、牛尾副検事が作成した処分通知書(甲第3号証)に対応する西山判事の「本件略式手続」が行われている筈である。何故なら、平成29年当時の庄原簡易裁判所裁判官は西山判事であったからである。

3. 西山判事の「本件略式手続」が行われのなら、甲第8号証のような「略式命令書」が存在しなくてはならない。これが存在しないとすれば「本件略式手続」は行われなかったという事になる。

4. 「本件略式手続」及び「略式命令書」が存在しない事は、西山判決(甲第1号証)が狂言裁判(出来レース)だとの結論となる(憲法32条違反の不法行為)。

☆憲法第32条 [裁判を受ける権利]

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

5. 上記の通りだとすれば、もとより処分通知書(甲第3号証)が有印虚偽公文書となり、「本件略式手続」の存在を前提とする裁判全てが無効の瑕疵を帯びる事になるが、ここでは詳述しない。

第三. 文書提出命令申立書(2)について

- 1.牛尾副検事の処分通知書(甲第 3 号証)によれば、訴外**廣雄**の傷害罪を(略式)起訴した事になっている。法務省令(被害者通知制度・甲第 5 号証)によれば当然に国=検察は**私**に対し**廣夫**の略式手続の結果を通知していなければならないのである。
- 2.国=検察はこれらをひた隠しに隠蔽したとしか考えられない。即ち七年近くも経過した今日に至っても、**廣夫**の略式手続の結果は欠片も私に知らされる事は無かった。
- 3.これは処分通知書(甲第 3 号証)が無形偽造である事を意味し、無い袖は振れないのは道理なのである。国=検察が否認するなら、処分通知書(甲第 3 号証)に対応する西山判事名義の略式命令書ぐらい提出するのが筋というものである。

第四.これらの結果が**廣夫**の行状(甲第 6 号証)に如実に現れている。そう足掛け七年も一片の謝罪も損害賠償もせず、不在地主(元**県**警察官=八谷某)の所有地を我が物顔で利用しており、凡そ前科・前歴者の生活態度と言えるものではない。

第五.福永答弁書について、次のとおり時系列表を作成してみた。

年 月 日	事 物	備 考
↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓
平成 29 年 8 月 10 日付	訴訟委任状(福永孝弁護士)	
↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓
平成 29 年 8 月 29 日提出	送致番号簿(甲第 2 号証)	
↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓
平成 29 年 12 月 14 日付	処分通知書(甲第 3 号証)	
↓ 同一日付 ↓	↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓
平成 29 年 12 月 14 日言渡	西山判決 (甲第 1 号証)	
↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓
平成 30 年 3 月 25 日付	大阪簡易裁判所へ転任	

- 1.これによると送致番号簿(甲第 2 号証)は、福永孝弁護士が広島県の訴訟代理人になった平成 29 年 8 月 10 日より後の平成 29 年 8 月 29 日に提出されている。
- 2.また処分通知書(甲第 3 号証)と西山判決 (甲第 1 号証)は同一日付で、偶然にしては出来すぎなのである。

第六.国の答弁書 8 頁からの抜粋部分について

- 1.国は次頁枠内のように「公権力の行使に当たる公務員した違法行為を原因とする損害賠償請求については、専ら国賠法が適用され、民法の不法行為責任の規定国賠法 4 条によるもののほかは適用されないものと解される」と述べる。

↓国の答弁書 8 頁から抜粋↓

説)、かかる公権力の行使に当たる公務員がした違法行為を原因とする損害賠償請求については、専ら国賠法が適用され、民法の不法行為責任の規定は国賠法 4 条によるもののほかは適用されないものと解される(東京地裁昭和 6 1 年 7 月 3 0 日判決・判例時報 1 2 3 2 号 1 2 7 ページ等)。そして、本件で原告が違法であると主張する西山裁判官及び牛尾検察官の各行為は、いずれも上記の公権力の行使に当たるから、被告国が上記各行為について民法の不法行為責任を負う余地はない。

2. また 9 頁は、所謂「違法限定説=違法性二元論」で、最高裁の公務員犯罪庇護隠蔽策に関する部分である。しかし余りに「正鵠を射ない主張・判例」という他ない。

↓国の答弁書 9 頁から抜粋↓

(1) 国賠法 1 条 1 項の「違法」の意義

国賠法 1 条 1 項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうものと解され(最高裁昭和 6 0 年 1 1 月 2 1 日第一小法廷判決・民集 3 9 卷 7 号 1 5 1 2 ページ、最高裁平成 1 7 年 9 月 1 4 日大法廷判決・民集 5 9 卷 7 号 2 0 8 7 ページ)、公務員の職務上の法的義務違反が認められるためには、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である(最高裁平成 5 年 3 月 1 1 日第一小法廷判決・民集 4 7 卷 4 号 2 8 6 3 ページ、最高裁平成 1 1 年 1 月 2 1 日第一小法廷判決・判例時報 1 6 7 5 号 4 8 ページ)。

2. これは夥しい数の公務員犯罪を庇護隠蔽する結果となる点で承服出来ない。しかしここで争っても時間の無駄なので後に譲る事にする。

3. しかしながら、この主張には無理がある。即ちこの主張は「通常の公務員の職務」を前提とするものであり、形だけ裁判を装った狂言裁判に適用されるものではない。即ち狂言裁判は「公務員の職務」とは断じて言えるものではないのである。

4. またここで福永答弁書についての不当性を指摘しておかなければならない。

5. 本訴では「庄原警察署の送致義務違反」を争っているのではない。法曹三者が共謀して狂言裁判を捏造作出した点を不法行為構成したものである。

6. 送致番号簿(甲第 2 号証)が有形偽造であるというのは、狂言裁判から導かれる当然の帰結なのである。福永答弁書は概して出鱈目の文書と言えよう

↓福永答弁書 2 頁から抜粋↓

4 次に、①については、本件請求についての立証責任は原告にあるところ、本件別訴 1 において、被告福永が、広島県の代理人として証拠提出した甲 2 号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚偽であることの立証は何らなされていない。甲 2 号証の内容は事実であるから（甲 2 号証には、そもそも本件刑事事件が告訴事件か否かについて何ら記載はなく、罪名、被疑者名等及び本件刑事事件が庄原区検察庁に 6 月 9 日に送致されたことしか記載がなく、記載内容はいずれも事実である。）、原告の請求は認められない。

①最大の争点です

また、本件別訴 1 については、乙 1 及び 2 の判決書記載のとおり、広島県の代理人は被告福永だけでなく、広島県警の担当者が指定代理人となっているのであり、被告福永は、打ち合わせにおいて、指定代理人らから提示された庄原警察署作成の送致番号簿（甲 2）を見て、全く不審な点がないことから提出し、それに基づいて主張を行ったのであり、被告福永の代理人としての行為に何ら違法性や過失は存在しない。

第六.甲第 8 号証・甲第 9 号証・甲第 10 号証・甲第 11 号証・についての説明

1.甲第 8～10 号証は私が労働組合の執行委員をしていた当時、同僚の民事賠償事件を無償支援した時の記録です。この事件は刑事としては器物損壊・傷害事件でした。注意して戴きたいのは、略式命令書(甲第 8 号証)は 200,000 円の罰金刑ですが、診断書(全治 1 週間の軽傷)で出たもので、実は全治 1 ヶ月程度だったのです。

第七.総括・その他

1.福永意見書は、送致番号簿(甲第 2 号証)は「県警監察室の指定代理人が作成した物」と述べる。しかしながら、処分通知書(甲第 3 号証)が「有印虚偽公文書」でなければ、西山判事の発した「甲第 8 号証のような略式命令書」がなくてはならない。

2.本狂言裁判においては、法務省令(甲第 5 号証)の存在にもかかわらず略式命令書はおろか訴外廣雄が処罰された痕跡が全く見られないのである。即ち、本狂言裁判は、西山判事・牛尾副検事・福永弁護士の共謀で成立したもので、結果として送致番号簿(甲第 2 号証)が有形偽造物だという事となる。県警監察室が呈示したとする被告福永の主張は単なる「言い逃れの詭弁」という他ない。被告福永が「偽造した原本を所持していない」ということは、滅失・廃棄したもの解する他ない。

以上原告 高野 邦夫(コウノクニオ)